

6 昇降機等

▶整備基準抜粋

才 当該利用円滑化経路を構成する昇降機（力に規定するものを除く。以下同じ。）及びその乗降口ビーは、次に定める構造とすること。

(ア) かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下才において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(イ) かご及び昇降路の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

(ウ) かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。

(エ) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、内法を150センチメートル以上とすること。

(オ) かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(カ) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

(キ) 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

(ク) 用途面積が2,000平方メートル以上の公共的施設（教育施設及び共同住宅等を除く。）の利用円滑化経路を構成する不特定かつ多数の者が利用する昇降機にあっては、(ア)から(ク)まで、(オ)及び(カ)の規定のほか、次に定める構造とすること。

a かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。

b かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

c かご内の側板には、手すりを設けること。

d かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

(ケ) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降口ビーにあっては、(ア)から(ケ)までの規定のほか、次に定める構造とすること。ただし、視覚障害者の利用上支障のないものとして昇降機及び乗降口ビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるものである場合においては、この限りでない。

a かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

b かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及び他の位置に制御装置を設ける場合においては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

c かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

カ 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして次に定める構造とすること。

(ア) エレベーターは、次に定める構造とすること。

a 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するものとすること。

b かごの床面積は、0.84平方メートル以上とすること。

c 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合においては、かごの床面積が十分に確保されていること。

(イ) エスカレーターは、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。

昇降機関係基準整理表（整備基準）

	多数の者／主として高齢者障害者等が利用	不特定多数の者が利用
	1以上の昇降機	1以上の昇降機
必要停止階	○	○
出入口幅	80cm	80cm
かご奥行き	135cm	135cm
乗降口ビー高低差排除	○	○
乗降口ビー幅・奥行き	150cm	150cm
車いす使用者対応制御装置	○	○
停止予定階・現在位置の表示	○	○
昇降方向の表示	○	○
かご床面積	—	1.83m ²
車いすの転回に支障がない構造	—	○
かご内側板に手すり	—	○
戸の開閉を確認できる鏡	—	○
到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	○	○
制御装置の点字表示	○	○
昇降方向の音声案内	○	○

↓
[主として視覚障害者が利用するものに限る]

→ [用途面積2,000m²以上の公共的施設（教育施設及び共同住宅等を除く。）]

[自動車の駐車の用に供する施設に設けるものを除く]

▶目標となる基準抜粋

- (1) 多数の者が利用する昇降機 ((7)に規定するものを除く。以下この項において同じ。) を設ける場合においては、ア及びイに規定する階に停止するかごを備えた昇降機を、アに規定する階ごとに1以上設けるものとする。
- ア 多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、8の項に規定する観覧席及び客席、10の項に規定する浴室、11の項に規定する更衣室及びシャワー室又は12の項に規定する客室がある階
- イ 直接地上へ通ずる出入口のある階
- (2) 多数の者が利用する昇降機及びその乗降口ビーは、次に定める構造とすること。
- ア かご及び昇降路の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
- イ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。
- ウ 乗降口ビーは、高低差がないものとして、その幅及び奥行きは、内法を150センチメートル以上とすること。
- エ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- オ 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (3) (1)の規定により設けられたもののうち、多数の者が利用する昇降機及びその乗降口ビーは、(2)の規定のほか、次に定める構造とすること。
- ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。
- イ かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
- ウ かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- エ かご内の側板には、手すりを設けること。
- オ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
- カ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用する昇降機及びその乗降口ビーは、(2)のア、イ及びエ並びに(3)のア及びイに定める構造とすること。
- (5) (1)の規定により設けられたもののうち不特定かつ多数の者が利用する昇降機及びその乗降口ビーは、(2)のイ、エ及びオ並びに(3)のイ及びウの規定のほか、次に定める構造とすること。
- ア かごの床面積は、2.09平方メートル以上とすること。
- イ かご及び昇降路の出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
- ウ 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、内法を180センチメートル以上とすること。
- (6) (1)の規定により設けられたもののうち不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及びその乗降口ビーは、(3)又は(5)の規定のほか、次に定める構造とすること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして昇降機及び乗降口ビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられる場合においては、この限りでない。
- ア かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- イ かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合においては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- ウ かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (7) 階段に代わり、又はこれに併設する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、別表第3の第1の1の項(2)の力に定める構造とすること。

昇降機関係基準整理表（目標となる基準）

	多数の者が利用		不特定多数の者が利用	
	すべての昇降機	1以上の昇降機	すべての昇降機	1以上の昇降機
必要停止階	—	○	—	○
出入口幅	80cm	80cm	80cm	90cm
かご奥行き	135cm	135cm	135cm	135cm
乗降口ビー高低差排除	○	○	○	○
乗降口ビー幅・奥行き	150cm	150cm	150cm	180cm
車いす使用者対応制御装置	—	○	—	○
停止予定階・現在位置の表示	○	○	○	○
昇降方向の表示	○	○	○	○
かご床面積	—	1.83m ²	1.83m ²	2.09m ²
車いすの転回に支障がない構造	—	○	○	○
かご内側板に手すり	—	○	—	○
戸の開閉を確認できる鏡	—	○	—	○
ガラス窓付きの戸	—	○	—	○
到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	—	○	—	○
制御装置の点字表示	—	○	—	○
昇降方向の音声案内	—	○	—	○

自動車の駐車の用に供する施設に設けるものを除く

主として視覚障害者が利用するものに限る

▶解説

ア 適用

- 整備基準において、利用円滑化経路上に階段又は段を設ける場合は、傾斜路又は昇降機を併設することとなる。また、使用時の利便性等を考慮すると、エスカレーターのみによる対応は好ましくなく、障害者等のために原則としてエレベーターで対応することが求められる。
- 利用円滑化経路は、建築物の敷地の接する道等から利用居室に至る1以上の経路を車いす使用者等が円滑に利用できる経路とし、当該利用居室から車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設に至る1以上の経路についても、車いす使用者等が円滑に利用できるようにすることが必要となる。
- 利用居室は、原則として不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をさすが、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある公共的施設の場合は、直接地上へ通ずる出入口のある階にあるものに限られる。従って、地上階又は地上階の直上・直下階にのみ利用居室がある場合は、地上階にある利用居室に至る利用円滑化された経路の確保を求めている。地上階の直上・直下階にのみ利用居室を有する場合以外は、車いす使用者の利用可能な昇降機を設置(2層分以上の垂直方向の移動を伴う場合には、原則として昇降機を設置)し、地上階以外の階にある利用居室に至る利用円滑化された経路を確保するよう求めている。

イ かごの床面積

- かごの床面積(1.83m²)はJISの11人乗りの場合の最低床面積
- かごの床面積(2.09m²)はJISの13人乗りの場合の最低床面積
- 整備基準では、車いす使用者が他の同乗者と共に円滑に乗降可能な規模(1.83m²以上)、かご内部で転回可能な形状とすることを求めるのは、教育施設及び共同住宅等を除く用途面積2,000m²以上の公共的施設に設けられる、不特定多数の者が利用するものに限定している。
- 目標となる基準では、多数の者が利用する昇降機と不特定多数の者が利用する昇降機について、1以上の昇降機のみに求める基準とその他の昇降機に適用される基準とにそれぞれ定めている。

ウ かご及び昇降路の出入口の幅

- 出入口の幅80cmは、車いすが通過できる寸法
- 出入口の幅90cmは、車いすで通過しやすい寸法

エ かごの奥行き

- かごの奥行き(135cm)は、JISの11人乗り及び13人乗りのかごの奥行き寸法であり、電動車いすも収まる大きさである。

オ 乗降口バーの大きさ

- 乗降口バーの幅・奥行きの150cm角は、車いすが回転できる寸法
- 乗降口バーの幅・奥行きの180cm角は、車いすで回転しやすい寸法

カ 視覚障害者への配慮

- 視覚障害者に配慮した情報提供設備等の整備を求めるのは、不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限るとしている。ただし、自動車の駐車の用に供する施設に設けるものは除外。
- 車いす使用者用の制御装置(操作盤)について視覚障害者対応を求めていないのは、視覚障害者である使用者には介助者がつくことが想定されているためである。

【配慮事項】

ア 乗降口バーの乗り場ボタン・表示等

- ・ 乗降口バーに、車いす使用者が操作しやすい専用乗り場ボタン（当該ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を有するもの）を設置する。
- ・ 設置位置は床高100cm程度とする。
- ・ 視覚障害者の利用に配慮して乗り場ボタンには、点字表示を行うとともに方向が識別できる形状とすることが望ましい。この場合、立位で使用する乗り場ボタンに設けることを基本とする。
- ・ 点字表示はボタンの左側に設けることが望ましい。
- ・ タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者にとって押したか否かの認知が難しく、また誤って押してしまう可能性があるため、使用しないことが望ましい。
- ・ 視覚障害者は、エレベーターが到着しても、上りか下りか認知できないため、かごが到着して戸が開いたときに、音声により昇降の別を案内することが望ましい。
- ・ 聴覚障害者等の利用に配慮して、乗降口バーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。

イ 鏡

- ・ 車いす使用者が戸の開閉状況を確認するための鏡はステンレス製または安全ガラス製とし、かご入口正面壁面の床上50cmから150cm程度の高さに設置する。
- ・ 展望用のエレベーター等のように平面鏡が設けられない構造にあっては、凸面鏡等でも可とし、取付位置は鏡を設ける目的を十分満足する位置とする。

エ 手すり

- ・ 両側面の壁及び正面壁に設け、握りやすい形状とする。
- ・ 取り付け高さは、75~85cm程度とする。
- ・ 手すりを設置する場合は「階段」の手すりに関する配慮事項（P29）を参照のこと。

オ 車いす使用者対応の操作盤

- ・ かご内で回転しにくい車いす使用者の操作を考慮し、かごの中央あたりの左右の壁に車いす使用者対応の主操作盤、副操作盤を設けることが望ましい。
- ・ 設置位置は、車いす使用者の手の届く範囲を考慮し、高さは100cm程度が望ましい。また、極端にかごの奥や手前に設けない。
- ・ 主・副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能が望ましい。戸が開いている時間は10秒程度が望ましい。
- ・ 主・副操作盤にはインターホンを設ける。

カ 操作盤における視覚障害者への配慮

- ・ かご内の立位で使用する操作盤の各ボタンに点字表示する。
- ・ タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しないことが望ましい。
- ・ 操作盤の取付位置、配列、ボタンの形状、使い方等を統一することが望ましい。
- ・ ボタンに階数を浮き彫り表示する等の工夫が望ましい。
- ・ 視覚障害者が車いす使用者対応の操作盤を押す場合に備えて、車いす使用者対応の操作盤に点字を表示することが望ましい。

キ 乗降者感知装置

- ・ かごの出入口には光電式、静電式又は超音波等で乗客を検出し、戸閉を制御する装置を設けることが望ましい。
- ・ 光電式の場合は、車いす使用者の足の先端部及び大腿部を対象とし、光電ビームを2条以上、床上20cm及び60cm程度の高さに設けることが望ましい。

ク 段及びすきま

- ・ かごの床と乗降口バーの床の段は小さくし、かつ、すきまは、車いすのキャスターが落ちないよう3cm程度以下とすることが望ましい。

ケ 表示装置

- ・ 聴覚障害者の利用に配慮して、異常時等に情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。

コ エレベーターの出入口戸

- ・ エレベーターの出入口戸に設けるガラス窓の高さは、床面から50cm程度とする。

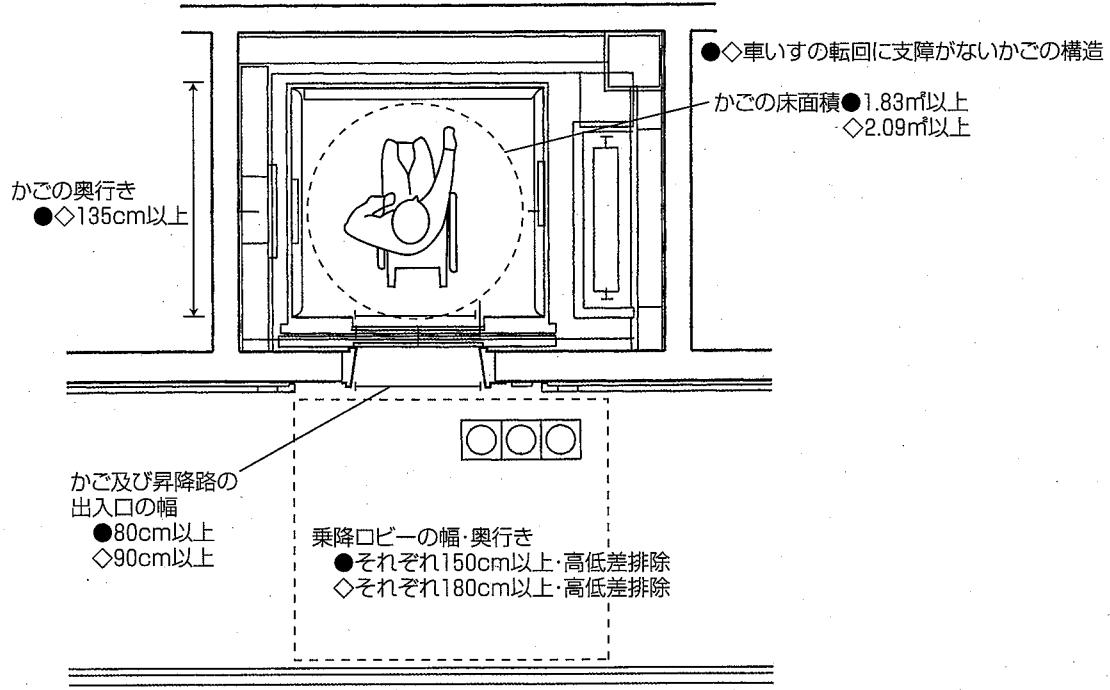
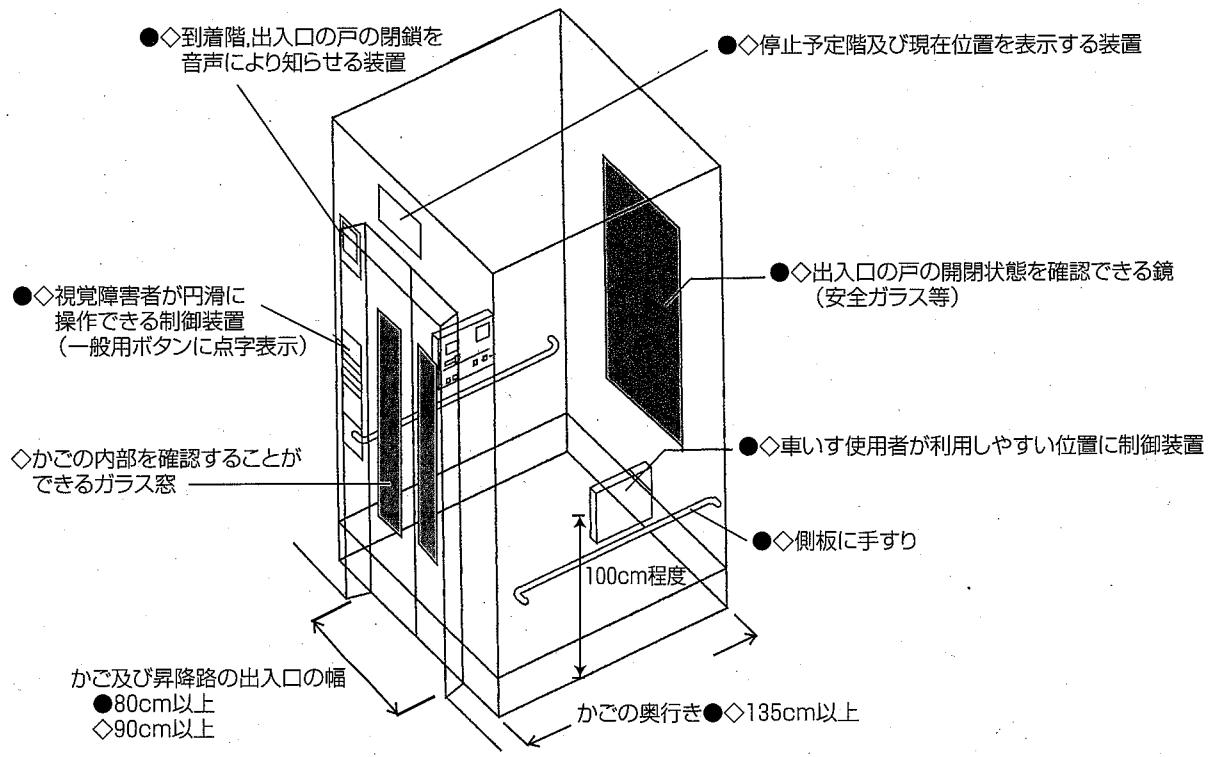
サ 過負荷表示装置

- ・ 過負荷（定員超過）の際の過荷重ブザーによる報知では分かりにくい利用者もいるため、過負荷の表示及び自動放送装置による案内をすることが望ましい。
- ・ 聴覚障害者が、定員超過であることを確認できるように、かごの出入口の枠、若しくはかご正面壁など見やすい位置に過負荷表示灯を設けることが望ましい。

シ エスカレーターへの誘導

- ・ 慣れない場所で視覚障害者がエスカレーターを利用する場合、上り下りの区別がわかりにくい、乗降のタイミングがはかりにくい等の問題がある。このため、視覚障害者をエスカレーターへ誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すり或いは音・音声による案内、人的な対応等を組み合わせて安全に利用できるように配慮する必要がある。

昇降機の基準例（不特定多数の者が利用するもの）



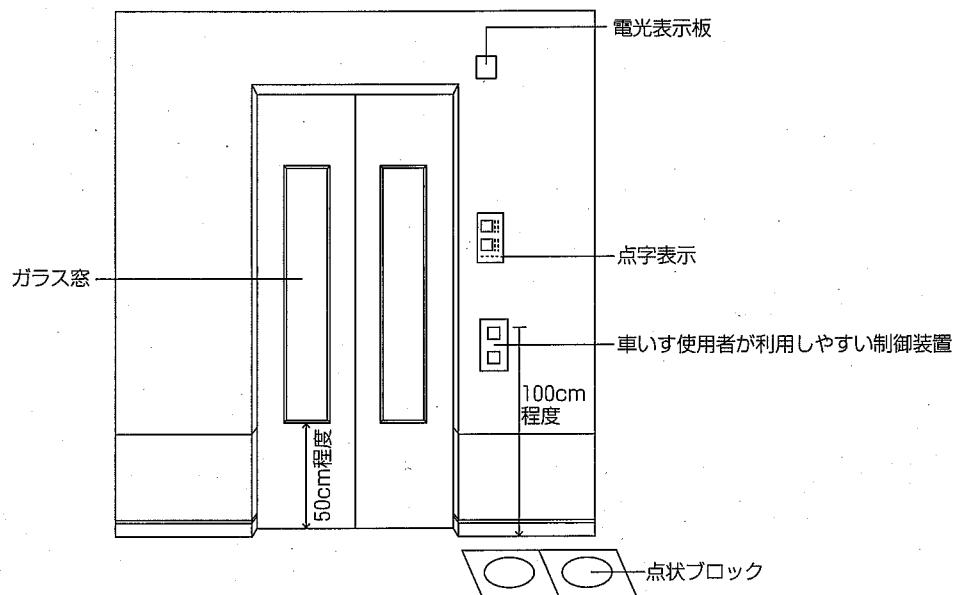
凡例

●印：整備基準に定めるもの

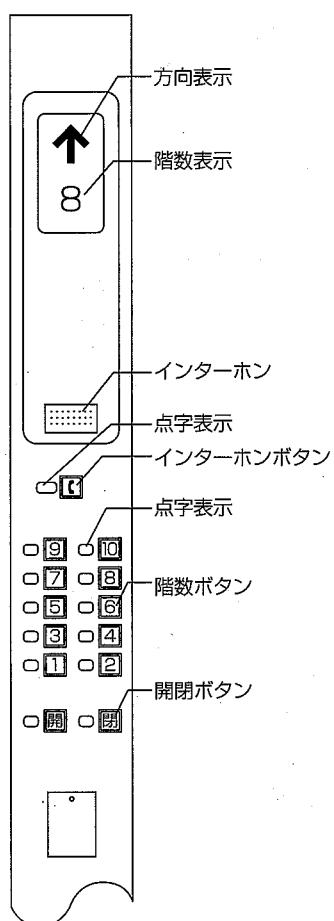
◇印：目標となる基準に定めるもの

無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項

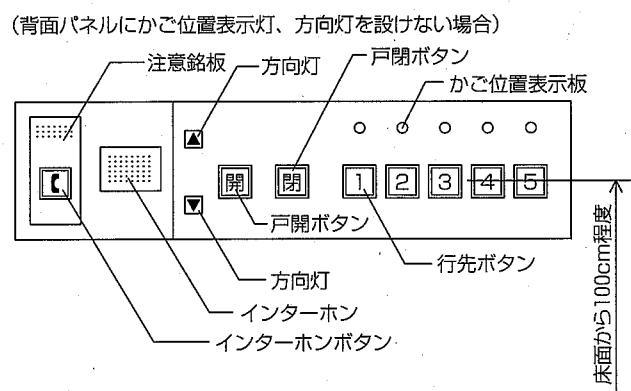
昇降機の整備例



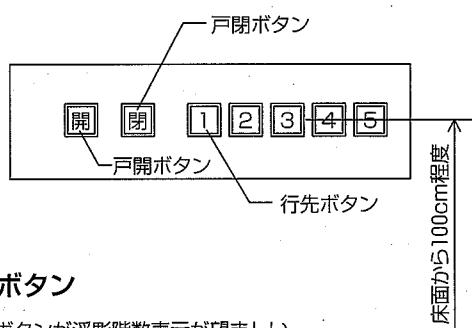
縦型操作盤



車いす使用者対応主操作盤

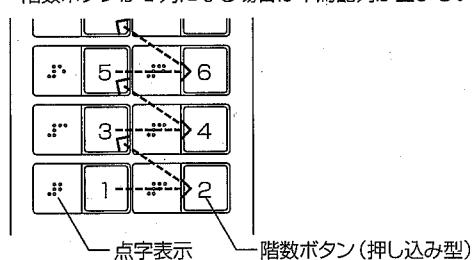


車いす使用者対応副操作盤

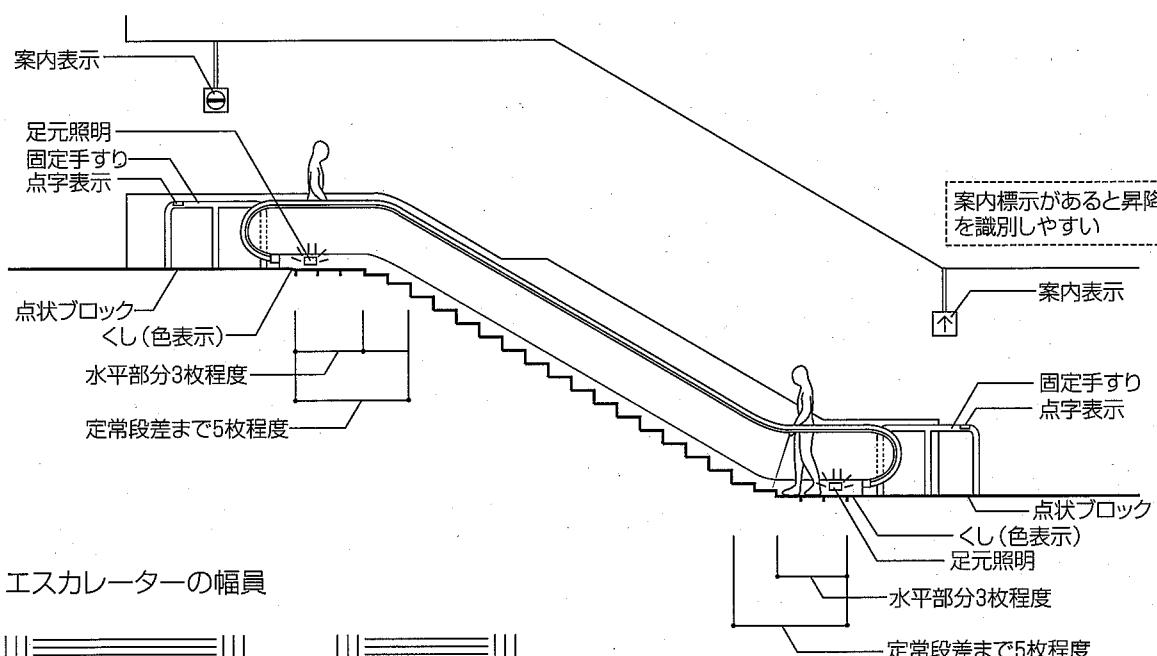
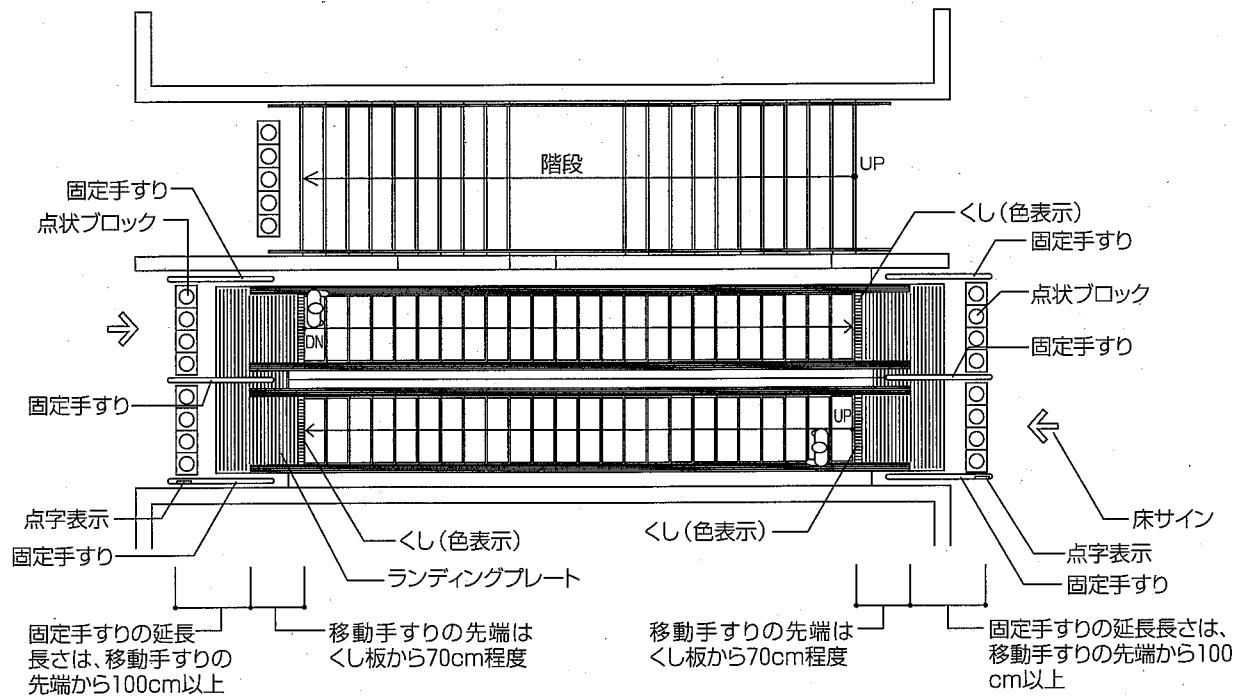


階数ボタン

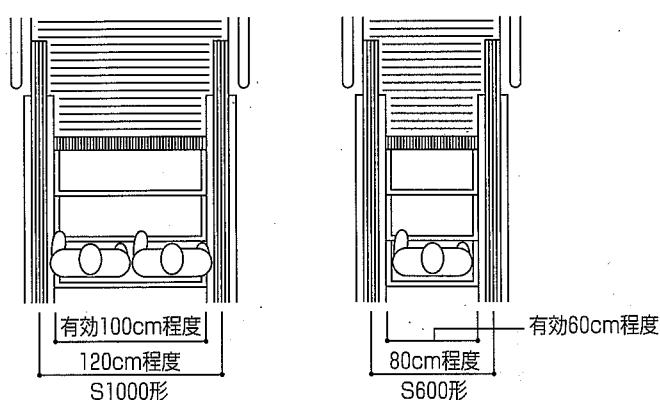
- ・階数ボタンが浮影階数表示が望ましい
- ・階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい



エスカレーターの整備例

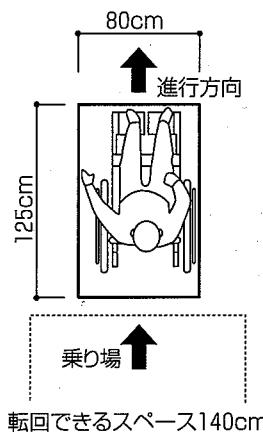


エスカレーターの幅員

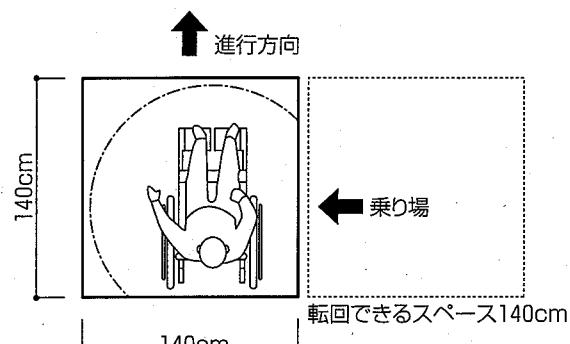


移動式車椅子の着席例

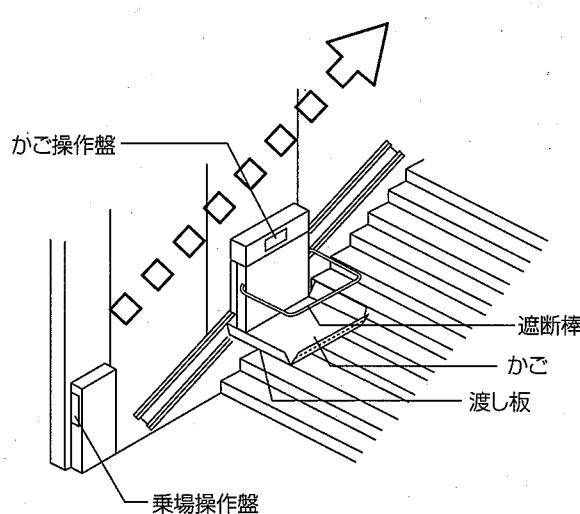
定員1名のかご(直線形式の場合)



定員1名のかご(90°の転回形式の場合)



斜行型 (※障害物検知装置を設置した場合
には、壁又は囲いは設けなくてよい)



鉛直形

